



総 第 5 9 号

平成28年6月15日

塩竈市議会議長

香 取 嗣 雄 殿

塩竈市長 佐 藤

昭

文書質問に係る回答書の提出について

平成28年6月2日付け議第32号にて送付のありました文書質問について、別添のとおり回答書を提出いたします。

記

1. 質 問 者 塩竈市議会議員 志賀勝利

2. 質問件名 汚染土壌処理施設の塩釜進出反対と仙台塩釜港（塩釜港区）での汚染土壌の荷役作業即時中止について



文書質問回答書

1. 汚染土壤処理施設に係る要望等の経過について

港町に進出の計画があります汚染土壤処理施設につきましては、

- ・昨年12月17日に水産関連業界の方々から「汚染土壤処理会社進出反対並びに汚染土壤の荷役作業即時中止に関する申し入れ書」が、市と市議会議長あてに提出されました。
- ・水産関連業界の方々が風評被害という、土壤汚染対策法の手続きを超えた部分で、この上なく苦しんでいる状況をぜひとも理解していただきたいという思いから、本年1月25日に、本市議会議長、副議長とともに、施設設置の許可権者である宮城県、そして宮城県議会を訪れ、ご対応いただいた県環境生活部長と県議会副議長に対し、施設建設に賛成できないという市民の声を踏まえ、本市としてもとても認められないということをお伝えし、その旨要望書を提出しました。
- ・こうした状況を踏まえ、3月22日には、市で計画業者の本社に赴き、本市として現状のままでは設置に賛成できない旨、本社社長へ直接お伝えし、今後のよりよい対応をお願いしてまいりました。
- ・5月18日には、議員ご指摘のとおり、塩竈の生活環境を守る会並びに塩竈市議会議員有志の会合同の要望書及び署名簿が県に提出されております。

このような経過、また1万人を超える多くの方々の署名を重く受けとめまして、県の汚染土壤処理施設の設置等に関する指導要綱に基づく、本市から県への意見書を、6月2日付けて提出いたしました。

2. 宮城県への意見書について

県への意見書の内容といたしましては、

- ・説明が十分ではない中、汚染土壤処理施設の本市への進出反対を求める声が数多くある現状においては、本市としましても進出に反対であること。
- ・今後も処理業者には、地域住民及び関係団体の方々の十分な理解を得た上で事業展開を強く要望し、合意形成が図られるよう説明を尽くすことを重ねて求めるものであること。

以上のこととを前提といたしまして、

- ① 生活環境保全に係わる地域住民及び関係団体の不安が解消されていない中で、汚染土壤処理施設が設置されることは、本市にとりましても憂慮すべき事態と考える。処理業者に対しては、今後も説明を重ね、健康被害や風評被害等に対する不安を払拭し十分な理解が得られるよう努めることを、引き続き強く指導することを求める。

② 県の指導要綱による許認可事務にあたっては、申し入れ書等の内容を踏まえ、地域住民の意向に十分配慮した対策を検討することを求める。
ことを県に強く要望しました。

また、汚染土壌の運搬等につきましては、宮城県に安全管理の徹底を求めてまいります。今後も、地域住民や水産関連業界の皆様の強い思いを受け止めて行動してまいりたいと考えております。